

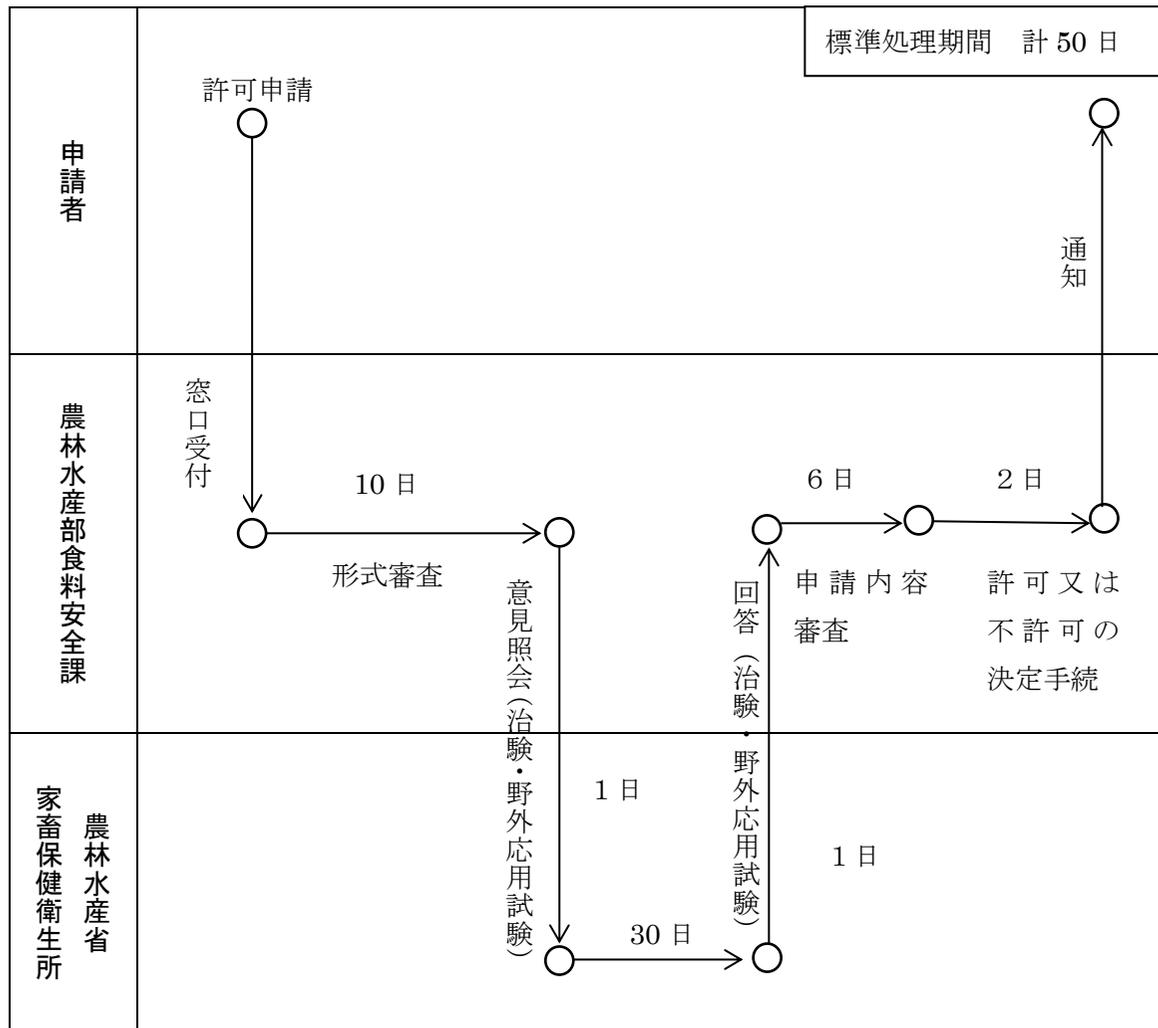
事務処理フロー図

産業労働局農林水産部

作成部署 食料安全課動物薬事衛生担当 電話 37-391

事務名 家畜伝染病予防法第 50 条に基づく大臣指定動物用生物学的製剤の使用許可

(事務処理フロー図)



(事務処理フロー図の説明)

項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	意見照会	形式審査が終了した申請書及び使用計画について、動物医薬品に関する規制及び家畜防疫上差支えないことについて確認します。
3	申請内容審査	意見に基づき、動物医薬品に関する規制及び家畜防疫上差支えないことについて審査します。
4	許可又は不許可の決定手続き	許可の諾否について農林水産部食料安全課長が決定します。
5	通知	申請者に通知します。

